

解約のご案内

●解約の際は必ず書面で行います。

賃貸借契約書の裏面にある解約通知書をご記入いただき、郵送またはFAXでお送りいただきますと退去立会いお日にちをご連絡させていただきます。

※原則として、解約予告が1ヶ月の場合、解約の通告をしてから、1か月後まで家賃が発生します。

(解約通知書については賃貸借契約書をご確認ください。)

●お部屋を出る際に退去立会いをさせていただきます。

※使用状況により修理などが必要な場合、お客様に原状回復としてご請求させていただきます。

●退去立合いの手順●

- 1 ご退去時に、お客様と弊社の担当が立合いの上、居室内点検致します。
- 2 入居時にお渡しした鍵を必ずご返却下さい。
- 3 退去立合い後、解約清算書をお送りさせていただきます。
- 4 賃貸借契約書に明記されておりますとおり、退去時には使用したお部屋などの原状回復をしていただきます。この費用は敷金と差し引き計算し、余剰金がある場合は返還、不足が生じた場合には不足金額をお支払いさせていただきます。